

令和6年1月21日(日)は

投票時間 午前7時～午後6時



東海村議会議員一般選挙の投票日です

任期満了に伴い、東海村議会議員一般選挙(18人選出)を執行します。

告示日(立候補届出受付日)

期日▼令和6年1月16日(火)
時間▼午前8時30分～午後5時
場所▼原子力視察研修室(役場行政棟5階)

投票期日等

期日▼令和6年1月21日(日)
時間▼午前7時～午後6時
場所▼村内の各投票所

期日前投票制度

「期日前投票制度」は、仕事や旅行等の理由で投票日当日に投票できない場合でも、投票日の前に投票できる制度です。投票所入場整理券の裏面が「宣誓書」となっていますので、期日前投票を行う際は、宣誓書に必要事項を記入の上、期日前投票所へお持ちください。

期日前投票期間	期日前投票時間	期日前投票場所
1月17日(水)～20日(土)	午前8時30分～午後8時	東海村役場(別館101会議室)
1月19日(金)・20日(土)	午前9時～午後8時	東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」

遠隔地における不在者投票制度

東海村議会議員一般選挙の選挙権を有し、村の選挙人名簿に登録されている方のうち、期日前投票の期間や投票日当日に出張や旅行などで村外の

市区町村(遠隔地)に滞在しているため投票所に行くことができない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて「不在者投票」を行うことができます。

【遠隔地における不在者投票の手続き】

①「宣誓書(投票用紙等請求書)」の請求

村選挙管理委員会(役場行政棟3階総務人事課内)備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした「宣誓書(投票用紙等請求書)」に必要事項を記入の上、持参または郵送で村選挙管理委員会へ提出してください。請求に基づき、滞在先に投票用紙等を郵送します。郵送には日数がかかりますので、お早めに手続きしてください。なお、「宣誓書」は告示日前でも提出することができます。

②滞在先での不在者投票

届いた投票用紙等をお持ちの上、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票を行ってください。投票を終えた投票用紙は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会に郵送されます。

不在者投票期間▼令和6年1月17日(水)から20日(土)まで

滞在先の市区町村選挙管理委員会により執務時間等が異なりますので、不在者投票を行う際には、必ず滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

問い合わせ

東海村選挙管理委員会(役場行政棟3階総務人事課内)〒319-1192 東海3-7-1
☎282局1711 内線1313

贈らない・求めない・受け取らない!「3ない運動」で明るい選挙の推進を!

政治家(立候補者、立候補予定者、現に公職にある方)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、選挙の有無にかかわらず、法律で禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。違反した場合、政治家ばかりでなく有権者も処罰の対象となります。ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

【禁止されている寄附の一例】

▽お歳暮やお年賀 ▽入学祝や卒業祝 ▽病気の見舞い ▽結婚式の祝儀や葬儀の香典 ※政治家が結婚式や葬儀などに自ら出席し、その場で祝儀や香典を渡す場合は罰則が適用されないことがあります。 ▽落成式や開店祝等の花輪 ▽地域の行事等への寸志や飲食物の差し入れ など